

# 第59期報告書

[第59回定時株主総会招集ご通知添付書類]

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

 **光世証券株式会社**

## 会社の概要

---

社 名 光世証券株式会社  
本店所在地 大阪市中央区北浜二丁目1番10号  
U R L <https://www.kosei.co.jp/>  
設立年月日 1961年4月21日  
資 本 金 120億円  
店 舗  
本 店 〒541-0041  
大阪市中央区北浜二丁目1番10号 06(6209)0821(代)  
東 京 店 〒103-0026  
東京都中央区日本橋兜町9番9号 03(3667)7721(代)  
従 業 員 数 44名 (2019年3月31日現在)

## 目 次

---

ごあいさつ	
第59期事業報告	1
貸借対照表	10
損益計算書	11
株主資本等変動計算書	12
会計監査人の監査報告書謄本	13
監査役会の監査報告書謄本	14

ご あ い さ つ

---

株主の皆様には、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

当社第59期の報告書をお届けするにあたり、一言ご挨拶申しあげます。

当期の国内株式市場は、企業業績への期待が持たれる一方、米中の貿易摩擦や南欧の政治問題など不透明な海外情勢が影響し、前半は膠着、後半になって急騰と急落の局面が交互する値動きの荒い相場展開となりました。

このような市場環境の中で、個人投資家向けに各種セミナーを随時開催し、個別株オプションなど取引所上場のデリバティブを利用した取引手法を紹介する活動を進めてまいりました。その他、当社独自に厳選した投資信託や外国私募ファンド、つみたてNISA等による資産形成の提案など、個々の顧客ニーズに合わせた提案型営業を継続いたしました。顧客の投資マインドが低下したことから株式を中心に取引が減少しました。また、株式市場の急落は、自己保有の投資有価証券の評価額へも影響いたしました。

その結果、営業収益は6億39百万円、経常損失は2億5百万円、当期純損失は1億49百万円となりました。なお、当期末の株主様の皆様への配当につきましては、1株につき14円といたしたく存じます。

今後とも、良質な金融サービスの提供を通じてお客様、そして広く社会から信頼される会社たるべく努力してまいります。株主の皆様におかれましては、これまでと変わらぬご支援を賜りますようお願い申しあげます。

2019年6月

取締役社長



興大社

# 第59期 事業報告

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 事業の経過およびその成果

当期の国内株式市場は、前半の方向感が定まらない膠着相場の後、後半になって、米中の貿易摩擦問題や米国の金利政策への警戒感、新興国通貨の急落、世界経済の先行き不透明感などを背景に、投資家のリスク回避姿勢が強まり下落基調となりました。国内の主要株価指数である日経平均株価も9月につけた2万4千円台から1万8千円台まで急落、その後、期末まで軟調な値動きとなりました。

このような市場の動きの中で、コンサルティング部門では、個人投資家向けに各種セミナーを随時開催し、個別株オプションなど取引所上場のデリバティブを利用した取引手法を紹介する活動を進めてまいりました。その他、投資信託や私募ファンド、つみたてNISA等による資産形成の提案など、個々の顧客ニーズに合わせた提案型営業を継続いたしました。しかしながら、軟調な相場の中顧客の投資マインドは冷え込み、リスクを回避する傾向が顕著なものとなり、株式を中心に取引が減少しました。そのため受入手数料は前期に比べて減少し、1億61百万円（前期比61.9%）となりました。

一方、自己売買部門では、通常のディーリング損益は好調だったものの、後半の軟調な相場動向が影響して保有有価証券の評価益が減少したこと等から、トレーディング損益は減益となり3億20百万円の利益（同43.1%）となりました。

また、金融収益は75百万円（同52.6%）、販売費・一般管理費は10億1百万円（同103.9%）となりました。

主な収益と費用の内訳は、以下のとおりです。

#### [受入手数料]

当期の受入手数料は、1億61百万円（前期比61.9%）となりました。

##### (イ) 委託手数料

当社の株式委託売買高は、金額で239億98百万円（前期比81.0%）、株数で30百万株（同68.3%）となり、株券委託手数料は1億31百万円（同63.4%）となりました。また、債券委託手数料は1百万円（同83.9%）となりました。

##### (ロ) その他の受入手数料

その他の受入手数料は16百万円（同105.8%）となりました。

#### [トレーディング損益]

当期のトレーディング損益は3億20百万円の利益（前期比43.1%）となりました。このうち株券等トレーディング損益については3億16百万円の利益（同42.7%）、債券等・その他のトレーディング損益は3百万円の利益（同192.6%）となりました。

#### [金融収支]

金融収益は75百万円（前期比52.6%）となりました。また、金融費用は9百万円（同120.7%）となり、金融収支は66百万円（同48.6%）となりました。

#### [販売費・一般管理費]

販売費・一般管理費は10億1百万円（前期比103.9%）となりました。

#### [特別損益]

当期の特別損益の合計は、59百万円の利益となりました。これは固定資産売却益等によるものであります。

#### [損益状況]

以上ご報告申しあげました営業活動の結果、営業収益は6億39百万円（前期比51.4%）、経常損失は2億5百万円（前期経常利益3億57百万円）、当期純損失は1億49百万円（前期純利益2億58百万円）となりました。

#### [自己資本規制比率]

当期の自己資本規制比率は、1,419.8%であります。

商品別の受入手数料の内訳は、次のとおりであります。

#### 受入手数料の内訳

(単位：百万円、%)

	第 58 期		第 59 期	
	(2017. 4. 1～2018. 3. 31)	構成比	(2018. 4. 1～2019. 3. 31)	構成比
株 式	213	82.1	135	83.7
債 券	1	0.6	1	0.7
受 益 証 券	44	17.2	24	15.3
そ の 他	0	0.1	0	0.3
合 計	260	100.0	161	100.0

#### (2) 設備投資の状況

記載すべき重要な事項はありません。

#### (3) 資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、既存の大手証券やネット専門証券会社にはない「手作りの対面営業」を目指しており、お客様一人ひとりのニーズに応えるため、人材の確保と育成、弁護士・税理士などの専門家とのタイアップ等、オーダーメイドな提案ができる営業体制の充実を図ってまいります。

また、国債先物を含むデリバティブ取引を中心に、従前までの「対面営業」に加え「インターネット取引」の利便性を取り入れて両者を融合し、相乗効果を生み出すサービスを拡充させることを目指しています。これによって顧客の取引手法を拡大していくことは証券会社の使命の一つであり、デリバティブの有効性を顧客に理解いただくよう努め、過度のリスクを取ることがないよう具体的な投資方法等を提案していくことが、今後の課題となっております。

## (5) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第56期 (自2015. 4. 1 至2016. 3. 31)	第57期 (自2016. 4. 1 至2017. 3. 31)	第58期 (自2017. 4. 1 至2018. 3. 31)	第59期 (自2018. 4. 1 至2019. 3. 31)
営 業 収 益	975	757	1,245	639
(うち受入手数料)	230	210	260	161
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	53	△118	357	△205
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	50	△119	258	△149
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△)	0.54 円	△12.72 円	27.45 円	△15.86 円
総 資 産	19,814	20,317	20,897	20,026
純 資 産	17,461	16,871	16,878	16,758

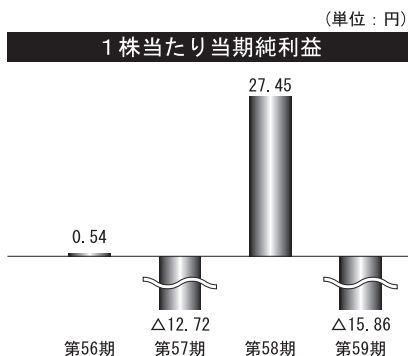
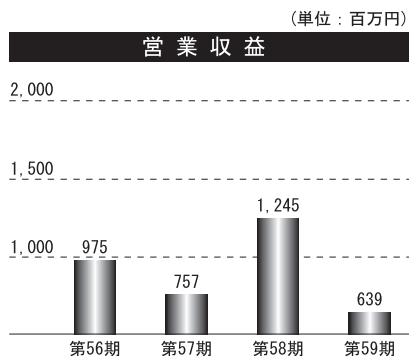
(注) 2017年10月1日付で、普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を行っております。  
第57期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し「1株当たり当期純利益又は当期純損失」を算定しております。

## その他の指標等

(単位：百万円)

区 分	第56期 (自2015. 4. 1 至2016. 3. 31)	第57期 (自2016. 4. 1 至2017. 3. 31)	第58期 (自2017. 4. 1 至2018. 3. 31)	第59期 (自2018. 4. 1 至2019. 3. 31)
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△)	△33	△218	273	△371
1株当たり純資産	185.35 円	1,789.37 円	1,790.38 円	1,777.70 円

(注) 2017年10月1日付で、普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を行っております。  
第57期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し「1株当たり純資産」を算定しております。



## (6) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

当社の子会社である株式会社亀山社中は、主たる事業として経営、投資に関するコンサルティング事業等を営むことを目的としておりますが、現在は、実質的な事業活動はおこなっておりません。

## (7) 主要な事業内容

### ①株式業務

株式業務は、株式について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務および発行市場における引受・売出業務、募集・売出しの取扱業務から成り立っており、その主な内容は次のとおりであります。

#### (i) 委託売買業務

金融商品取引所において、顧客の注文に従って売買を執行する業務

#### (ii) 自己売買業務

当社が自己の計算において売買をおこなう業務

#### (iii) 引受・売出し業務

株式の募集または売出しにつき、売れ残りを引き取る条件で顧客に販売する業務

#### (iv) 募集・売出しの取扱業務

株式の募集または売出しにつき、顧客に販売する業務

### ②債券業務

債券業務は、国、地方公共団体、企業等の発行する債券について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務および発行市場における引受業務、募集の取扱業務から成り立っております。

### ③投資信託業務

投資信託業務は、投資信託受益証券および外国投資信託証券の募集の取扱業務ならびに売買業務から成り立っております。



(8) 主要な営業所

名 称	所 在 地
本 店	大阪市中央区北浜二丁目 1 番10号
東 京 支 店	東京都中央区日本橋兜町 9 番 9 号

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
44名	0名	46歳 2月	21年 4月

(10) 主要な借入先の状況

(単位：百万円)

借 入 先	借入金の種類	借入金残高
日本証券金融株式会社	信用取引借入金	81

## 2. 株式に関する事項

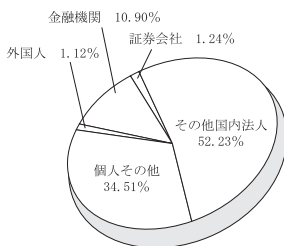
- |              |                  |
|--------------|------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 20,000,000株      |
| (2) 発行済株式の総数 | 9,414,692株       |
|              | (自己株式71,708株を除く) |
| (3) 株主数      | 6,309名           |
| (4) 大株主      |                  |

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社 巽 也 蔵	1,969	20.92
株式会社 巽 事 務 所	1,374	14.60
株式会社 巽 丸	785	8.35
株 式 会 社 哲 学 の 道 文 庫	634	6.74
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	402	4.28
巽 大 介	212	2.26
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	151	1.61
振 角 典 子	112	1.19
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	95	1.01
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口5)	92	0.98

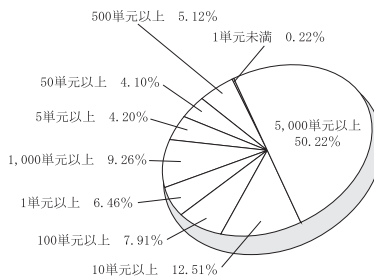
(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 株式の分布状況

所有者別構成比率



所有株数別構成比率



### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	巽 大 介	
取 締 役	小 河 伸 二	管理部門兼社長室人事・秘書グループ管掌
取 締 役	西 川 雅 博	C S 統括担当
取 締 役	山 本 將 晴	税理士
常勤監査役	森 正 行	
監 査 役	児 玉 憲 夫	弁護士
監 査 役	村 形 聡	公認会計士・税理士 税理士法人ゼニックス・コンサルティング CEO 村形公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 取締役 山本将晴氏は社外取締役であります。同氏は、東京証券取引所の定めにもとづく独立役員であります。
2. 監査役 児玉憲夫および村形 聡の両氏は社外監査役であります。
3. 監査役 村形 聡氏は公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、業務執行の迅速性・効率性を高めるため、執行役員制度を導入しております。2019年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	石 川 卓 也	システムソリューショングループ兼 ネット事業推進グループ担当
執 行 役 員	告 野 守	コンサルティンググループ担当

#### (2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	151百万円 (2百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	9百万円 (2百万円)

- (注) 1. 取締役支給額には、使用人兼務役員の使用人給与は含まれておりません。

2. 当社の取締役報酬限度額は、1986年12月19日開催の第26回定時株主総会において年額2億5,000万円以内、監査役報酬限度額は1994年6月29日開催の第34回定時株主総会において年額3,000万円以内と決議いただいております。
3. 上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金の繰入額81百万円（取締役81百万円、監査役0百万円）を含んでおります。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ①他の法人等の業務執行取締役等の重要な兼職状況等

氏名	当社の職務	兼任の職務	法人名等
村形 聡	監査役	CEO 代表	税理士法人ゼニックス・コンサルティング 村形公認会計士事務所

上記の他の法人等と当社との間には、取引関係はありません。

#### ②他の法人等の社外役員の重要な兼職状況等

該当事項はありません。

#### ③当事業年度における主な活動状況

氏名	当社の職務	主な活動状況
山本将晴	取締役	当事業年度に開催した10回の取締役会のうちすべてに出席し、税務、会計など専門的見地から発言をしております。
児玉憲夫	監査役	当事業年度に開催した10回の取締役会のうちすべてに出席、また7回の監査役会のうちすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から発言をしております。
村形 聡	監査役	当事業年度に開催した10回の取締役会のうち9回に出席、また7回の監査役会のうち6回に出席し、税務、会計など専門的見地から発言をしております。

#### ④責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役との間に、会社法第427条第1項の規定にもとづき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(注) 本事業報告の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率の表示未満は四捨五入して表示しております。

# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>12,644</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,630</b>
現金および預金	6,610	トレーディング商品	226
預託金	2,420	商品有価証券等	220
トレーディング商品	1,637	デリバティブ取引	6
商品有価証券等	1,623	信用取引負債	102
デリバティブ取引	13	信用取引借入金	81
約定見返勘定	560	信用取引貸証券受入金	20
信用取引資産	1,009	預り金	1,815
信用取引貸付金	596	受入保証金	388
信用取引借証券担保金	413	未払法人税等	30
短期差入保証金	281	賞与引当金	15
その他	124	その他	52
<b>固 定 資 産</b>	<b>7,382</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>635</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>4,176</b>	繰延税金負債	214
建物	1,383	退職給付引当金	63
器具・備品	27	役員退職慰労引当金	352
土地	2,766	その他	4
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>40</b>	<b>特 別 法 上 の 準 備 金</b>	<b>2</b>
ソフトウェア	39	金融商品取引責任準備金	2
その他	1	<b>負 債 合 計</b>	<b>3,268</b>
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>3,165</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	2,743	科 目	金 額
関係会社株式	7	<b>株 主 資 本</b>	<b>16,249</b>
長期立替金	87	資本金	12,000
その他	562	資本剰余金	4,128
貸倒引当金	△235	資本準備金	3,000
<b>資 産 合 計</b>	<b>20,026</b>	その他資本剰余金	1,128
		利益剰余金	208
		その他利益剰余金	208
		別途積立金	300
		繰越利益剰余金	△91
		自己株式	△87
		<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>486</b>
		その他有価証券評価差額金	486
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>21</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>16,758</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>20,026</b>

# 損 益 計 算 書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	内 訳	金 額
営 業 収 益		639
受 入 手 数 料	161	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	320	
金 融 収 益	75	
そ の 他 の 営 業 収 益	82	
金 融 費 用		9
純 営 業 収 益		630
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		1,001
営 業 損 失		371
営 業 外 収 益		167
営 業 外 費 用		1
経 常 損 失		205
特 別 利 益		59
固 定 資 産 売 却 益	58	
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 戻 入	0	
税 引 前 当 期 純 損 失		146
法 人 税 、 住 民 税 お よ び 事 業 税		3
当 期 純 損 失		149

## 株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	12,000	3,000	1,128	4,128	300	340	640
当期変動額							
剰余金の配当						△282	△282
当期純損失(△)						△149	△149
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△431	△431
当期末残高	12,000	3,000	1,128	4,128	300	△91	208

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△86	16,682	174	174	21	16,878
当期変動額						
剰余金の配当		△282				△282
当期純損失(△)		△149				△149
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			312	312		312
当期変動額合計	△0	△432	312	312	—	△120
当期末残高	△87	16,249	486	486	21	16,758

(注) 本計算書類の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率の表示未満は四捨五入して表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

光世証券株式会社

取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 井 理 晃 <sup>Ⓔ</sup>
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池 田 剛 士 <sup>Ⓔ</sup>

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、光世証券株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則 第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月17日

### 光世証券株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 森 正 行 ⑩  
監査役(社外監査役) 児 玉 憲 夫 ⑩  
監査役(社外監査役) 村 形 聡 ⑩

以 上

## 株主メモ

事業年度	4月1日から翌年3月31日
期末配当金受領株主 確定日	3月31日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	大阪府中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先 および照会先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 ☎ 0120-782-031 受付時間 平日午前9時～午後5時
公告の方法	電子公告とし、当社ホームページ( <a href="https://www.kosei.co.jp/">https://www.kosei.co.jp/</a> ) に掲載いたします。 ※やむを得ない事由により電子公告ができない場合は、日 本経済新聞に掲載いたします。

### 【株式に関する住所変更等のお届出およびご照会について】

証券会社等に口座を開設されている株主様は住所変更等のお届出およびご照会は、口座のある証券会社等にお申し出ください。

### 【特別口座について】

株券電子化前に「ほふり」（株式会社証券保管振替機構）を利用されていなかった株主様（証券会社等に口座を開設されていなかった株主様）には、株主様の権利を保全するために、当社が信託銀行等に口座（特別口座といいます。）を開設しています。

### 【株式の売買等について】

特別口座は証券会社等の口座とは異なり、そのままでは売買等を行うことができません。売買等をご希望される場合には、あらかじめ証券会社等に株主様ご本人名義の口座を開設（既に開設されている場合は不要です。）し、特別口座から証券会社等の口座への振替申請を行っていただく必要がございます。お手続き方法の詳細につきましては上記、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社へお問い合わせください。

### 【未受領の配当金について】

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申し出ください。